STACIA PiTaPa NC カード会員特約

第1条(総則)

本特約は、株式会社阪急阪神カード(以下「阪急阪神カード」という)および株式会社スルッと KANSAI(以下「スルッと」という。「阪急阪神カード」および「スルッと」を以下「両者」という)が発行する「STACIA PiTaPa NC カード」(以下「本カード」という)の両者提携によって生じる事項について定めるものです。

第2条(会員と本カードの貸与)

- 1. 会員とは、両者に対し、STACIAカード会員規約およびPiTaPa会員規約、各会員規約に付随する各種規定・特約、ならびに本特約を承認のうえ、入会申し込みをした個人のうち、両者およびスルッとの提携会社(三井住友カード株式会社、以下「三井住友」という)が適格と認めた方をいいます。
- 2. 本カードの所有権は両者に属し、両者は会員に本カードを貸与します。

第3条(両者のサービス等の利用)

- 1. 本カードのサービス等は、次の各号に定めるものとします。会員は、両者が提供する機能およびサービスを受ける場合、各々の会員規約・規定・特約または各々が別途定める方法により利用するものとします。
 - (1) 阪急阪神カードが提供する「『STACIA』ポイントプログラム」等の付帯サービス。
 - (2) スルッとが提供する PiTaPa 機能および付帯サービス。
- 2. 会員は、機能またはサービスについて問い合わせる場合は、両者のうち当該機能またはサービスを提供する各社に連絡するものとします。

第4条(年会費等)

会員は、両者に対して両者各々の会員規約・規定・特約に基づき所定の年会費等を支払う場合は、各々所定の方法で支払うものとします。

第5条 (届出事項の変更)

会員が両者に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、 所定の方法により遅滞なく三井住友に届け出るものとします。 第6条(カードの再発行)

カードの紛失・盗難、毀損、滅失等の場合には、両者所定の届けを提出し、両者が適当と 認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、会員は、所定のカード再発行手数 料を支払うものとします。

第7条(個人情報の提供および利用に関する同意)

- 1. 会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という)は、両者が保護措置を講じた上で、本カードの発行・管理、与信業務および債権管理業務を目的として、下記の情報を相互に提供し、利用することに同意します。
 - (1) 本カードの申込書に記載された情報、および各社の会員規約・規定・特約に基づき届け出のあった本カード会員等の情報。
 - (2) 本カード申込に対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は除く。
 - (3) 本カードの会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限。
 - (4) 会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は除く。
 - (5) 会員が会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は除く。
- 2. 会員は、スルッとが保護措置を講じた上で、阪急阪神カードに対し、下記個人情報を 提供し、阪急阪神カードがポイントの提供を目的として、これを利用することに同意 します。
 - (1) 会員の本カードのご利用に関する、利用日時、利用金額、利用区間、利用店名等のご利用状況に関する情報。
- 3. 会員は、スルッとが保護措置を講じた上で、阪急阪神カードに対し、阪急阪神カードのカード関連事業および情報提供サービス関連事業における①新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査、および、②宣伝広告物送付等の営業案内を目的として、第1項および第2項(1)の個人情報を提供し、阪急阪神カードがこれを利用することに同意します。
- 4. 会員は、第3項の同意の範囲内で阪急阪神カードが当該情報を利用している場合であっても、阪急阪神カードに対しその中止を申し出ることができます。

[中止を申し出る場合の連絡先]

株式会社阪急阪神カード 阪急阪神カードコールセンター

〒530-0012 大阪市北区芝田一丁目 16番1号

06-6375-6488

5. 会員は、スルッとが保護措置を講じた上で、PiTaPa 会員規約に基づき、加盟社局に 情報を提供することを予め同意するものとします。

第8条(退会)

- 1. 会員は本カードを退会する場合、本カードを添え、所定の届出用紙によりスルッとに届け出るものとします。
- 2. 会員は両者のいずれかを退会することによって、本カード会員として全て同時に退会となるものとします。

第9条(会員資格の喪失)

- 1. 両者は、両者各々定める会員規約・規定・特約に基づき各々の判断により会員資格を 喪失させることができます。会員は、両者のうちいずれかの会員資格を喪失した場合 は、本特約による会員資格も喪失するものとします。この場合、会員は本カードを直 ちに返還するものとします。
- 2. 前項の事由により会員が本カードの本特約による会員資格を喪失した場合、会員は同時に両者の会員資格を喪失するものとします。

第10条(特約の変更・承認)

民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定することができます。この場合、両者は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して当該改定につき通知または公表します。

第11条(会員規約・規定・特約の適用)

本特約に定めのない事項については、両者各々の会員規約・規定・特約を適用するものとします。なお、両者各々の会員規約・規定・特約に本特約の条項と異なる定めがある場合、本特約が優先するものとします。

(2020年4月改定)